

---

---

足 利 市 新 ク リ ー ン セ ン タ ー  
整 備 ・ 運 営 事 業  
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 の 回 答 ( 第 2 回 )

---

---

令和5年5月12日

足 利 市

1 入札説明書に対する質問への回答

| No | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名  | 質問の内容  | 回答   |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 1  | 9  | 第3章 | 2   | (1) | ②   | イ   |     |     |     | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件  | 「本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、建設工事請負契約締結から工事開始まで期間があることから、契約締結から本工事開始までの実施設計期間の監理技術者と、現地での工事に配置する監理技術者は、別の者としてよろしいでしょうか。<br>その場合、申請時に提出しております、「資格を有する監理技術者」の中から専任いたします。        | ご質問にある技術者配置を可とします。   |
| 2  | 27 | 第6章 | 3   | (7) |     |     |     |     |     | 施設計画図書   | 既設跡地について、対面的対話議事録No.4において、「屋外施設整備については、安定的なごみ処理業務の継続に必要な機器、設備等に対して、浸水対策を施してください。」とありますが、屋外施設には、駐車場、駐輪場、構内道路、植栽、圍障、門扉等と災害発生時に必要となる避難者用水、お湯、電気設備程度を計画するものと理解しています。想定されている機器、設備をご教示いただけますでしょうか。           | 安定的なごみ処理業務の継続に必要な機器、設備等とは、ごみ処理施設の運転に必須となる機器や設備類を想定しています。<br>今回記載された屋外施設には該当がないと想定されるため、浸水対策は不要です。  |
| 3  | 29 | 第6章 | 3   | (7) | ③   | サ   |     |     |     | 図面<br>造成計画平面図、造成縦断面図、造成横断面図  | 提出書類の内、図面について造成計画平面図、造成縦断面図、造成横断面図とありますが、別途工事の造成工事以外に事業者内で造成工事を行わない場合、造成工事の設計図（造成平面図、縦断面図、横断面図）は造成天端高24.3mのフラット高で引き渡される造成図を提出するという理解でよろしいでしょうか。  | 粗造成の図面をそのまま提出するのではなく、市道からの搬入路の変更や場内排水路計画を踏まえた最終の造成計画を提出してください。   |
| 4  | 32 | 第7章 | 4   | (5) |     |     |     |     |     | 提案書<br>ロゴマーク等  | 「ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）」とありますが、正本の提案書においては、代表企業・構成企業・下請けとなる市内及び市外企業、全ての企業において企業名を明らかにするという理解でよろしいでしょうか。 | 正本1部は、代表企業と構成企業名を明らかにしてください。<br>様式第18号-1-1（別紙1）も正本のみ発注先企業名を記載してください。<br>代表企業と構成企業以外の下請等企業名は、様式第18号-1-1（別紙1）以外の様式においても必要に応じて記載いただいてもかまいません。 |
| 5  | 40 | 別紙3 | 2   | (2) |     |     |     |     |     | 運営・維持管理業務に係る対価<br>（入札説明書等に関する質問の回答（第1回）1 入札説明書に対する質問への回答 No. 50、52、53） | 様式16号-6-2（別紙1）の作成にあたっては、運営・維持管理委託料B・D・Fのうち固定費用については毎年度同額を計上するという理解でよろしいでしょうか。  | 運営・維持管理委託料B・D・Fのうち①固定費用（補修費用を除く）の平準化を提案する場合は、毎年度同額を計上してください。<br>年度ごとの固定費用が異なる場合は、様式第16号-6-2（別紙5）の費用（年平均）は、20年間の総額を20で除した金額を記入してください。       |
| 6  | 41 | 別紙3 | 2   | (2) | ③   |     |     |     |     | 余熱体験施設の運営・維持管理に係る指定管理料<br>利用料金等収入G                                     | 自動販売機の収入は、入札説明書p.41の別紙3の③余熱体験施設の運営・維持管理に係る指定管理料の利用料金等収入G ②事業者提案事業収入に当てはまるとの理解でよろしいでしょうか。その際、利用料金等収入Gは指定管理料に反映されるため、行政財産使用料の支払いは無しとの理解でよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |

| No | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名               | 質問の内容  | 回答  |
|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|--|---|
| 7  |   |     |     |     |     |     |     |     |     | 1 入札説明書に対する質問への回答 | 入札説明書に対する質問への回答No. 1にて、「解体跡地利用の整備費については、入札価格ではなく技術評価の対象」とあり、入札説明書に対する質問への回答No. 33に「(7) 施設計画図書の⑦足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る図書としてご提出ください」とのことですが、技術評価の対象とするために、余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する提案書（様式17号-1-1【配置動線計画】動線計画・諸室配置）に整備費を明記する必要があると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>第1回質問の回答（入札説明書No. 1、No. 33他）を参照ください。 |
| 8  |   |     |     |     |     |     |     |     |     | 1 入札説明書に対する質問への回答 | 「解体跡地利用の整備費については、入札価格ではなく技術評価の対象」とのことですが、評価方法については、整備費の多寡による定量評価ではなく、運営期間も含めた本事業全体での経済性や費用対効果に優れる提案などが定性的に評価されるという認識でよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。ただし、過大な施設は求めています。                        |

2 要求水準書に対する質問への回答

| No | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名                       | 質問の内容  | 回答  |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|--|---|
| 1  | 5  | 第2章 | 4   | (3) |     |     |     |     |     | 足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る業務 | 「足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設（広場、遊歩道、緑地等）の実施設計図書を提出する」とありますが、実施設計図書とは要求水準書p.42「(ト)屋外施設実施設計図面」に記載の見開き製本（見開きA3判）、設計書（金抜きA4判）、電子データ（CAD、設計書）と考えてよろしいでしょうか。<br>また、見開き製本とは、図面、工事仕様書、計算書、鳥瞰図と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。   |
| 2  | 5  | 第2章 | 4   | (3) |     |     |     |     |     | 足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る業務 | 足利市南部クリーンセンター解体跡地（屋外施設）と本施設との間で、インフラ・通信等の取り合いがあるため、跡地整備設計と本施設の実施設計は同時期に行わせて頂けませんか。   | 同時期の実施設計の検討は可能としますが、屋外施設の実施設計成果品は、本施設の竣工までに生じる追加・変更等を反映させていただきます。   |
| 3  | 7  | 第2章 | 9   |     | イ   |     |     |     |     | 本事業の工事範囲                  | 軟弱地盤での盛土施工については、沈下計測を行い圧密の進行状況を監視しながら計画地盤高にすりつくように盛土施工の管理を行う必要があると考えます。<br>貴市にて実施している造成工事において、盛土管理資料「盛土材の土質試験結果、沈下量の計測管理計画（測定方法、測定箇所等）、盛土量と沈下量の計測記録」及び試験盛土結果（沈下予測結果及び実測沈下量含む）についてご提示願います。          | 盛土材は建設発生土を活用しているものであり、普通土以上の建設発生土を目視で確認して盛土しています。沈下量の計測管理計画等はなく、市での盛土工事完成時に最終計測し、沈下が確認された場合には、追加で増し盛りすることを考えています。<br>試験盛土結果は添付資料の時期のみ実施したものであり、その後の計測結果はありません。                          |
| 4  | 7  | 第2章 | 10  | (1) |     |     |     |     |     | 本事業敷地の概要                  | 工事計画の立案に必要なため、特別高圧線66kVの鉄塔の送電線の高さをご教授願います。   | 電線が最も低い市道野田町10号線との境界付近（鉄塔から水平方向に68.0m）において、盛土後の地盤高（EL24.3m）から事業地内送電線最下部までの地上高は、23.6mです。<br>工事の実施に当たっては、送電線との離隔距離（電線を中心に半径4.0m）の確保も必要となります。<br>今回提示の数値はおおよそのものであるため、施工前には電力事業者との協議を要します。 |
| 5  | 7  | 第2章 | 10  | (1) |     |     |     |     |     | 本事業敷地の概要                  | 鉄塔補強工事後に事業者にて鉄塔廻りの盛土を行うこととなりますが、盛土による鉄塔への影響対策（盛土の荷重、側圧増加等）はご提示いただいている鉄塔補強工事の金額に含まれているものと考えてよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。   |
| 6  | 13 | 第3章 | 1   | (1) | イ   | (イ) | d   | (g) |     | 処理条件<br>紙類・布類             | 紙類、布類のかご付パレットの搬出方法は、搬出車両の荷台に1段積みで乗せる理解でよろしいでしょうか。  | 紙類、布類のかご付パレットは、回転フォークを用いて紙類、布類だけをそれぞれの搬出車両にバラ積みします。<br>かご付パレットは場内のみで使用します。  |
| 7  | 87 | 第3章 | 3   | (6) | オ   |     |     |     |     | 園芸施設熱供給設備                 | 熱供給先の園芸施設運営者様との熱供給量等の協議、調整は貴市の所掌で実施いただいております。要求水準書にて指示されております。その条件を応募者が変更することは入札条件が変動することとなり、公平性の欠如に繋がることから、民間事業者が直接園芸施設運営者様と本契約前に協議をし、提案を行うことは不可であるとの認識でよろしいでしょうか。                                | 園芸施設への供給熱量等の仕様は、要求水準書のとおりとします。<br>民間事業者が直接園芸施設運営者と本契約前に協議、提案を行うことは不可とします。   |

| No | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名              | 質問の内容   | 回答  |
|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|---|---|
| 8  | 101 | 第3章 | 3   | (11) | ア   | (イ) |     |     |     | 排水処理設備<br>共通事項   | 浄化槽について、「一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の生活排水は、それぞれ設置する合併処理浄化槽で処理する。」とありますが、浄化槽は一敷地に一基の設置が原則かと思いますが、複数設置は問題ないと考えてよろしいでしょうか。  | 複数設置は問題ありません。<br>一般廃棄物処理施設と余熱体験施設にそれぞれ合併処理浄化槽を設置してください。 |
| 9  | 124 | 第3章 | 4   | (5)  | ケ   | (オ) | d   |     |     | 缶ストックヤード<br>特記事項 | 缶ストックヤードについて、「床面は耐摩耗として、鋼材埋め込み式とする。」とありますが、ショベルローダは利用せず、フォークリフトのみ使用する想定の場合、鋼材の埋め込みは逆にホイールの滑りにつながるため不要と考えております。以上より、耐摩耗とすることを条件に鋼材埋め込みを行わない提案は可能でしょうか。<br>また、以下のヤードについても同様の提案が可能でしょうか。<br>・びん受入貯留ヤード<br>・スプレー缶、カセットボンベ、ライター処理物ストックヤード<br>・蛍光管ストックヤード<br>・乾電池ストックヤード<br>・乾電池・小型充電池等ストックヤード<br>・水銀含有製品ストックヤード<br>・紙ボックスストックヤード<br>・新聞紙・折込チラシストックヤード<br>・雑誌・その他の紙類ストックヤード<br>・布類ストックヤード | 要求水準書のとおりとします。  |

| No | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名                       | 質問の内容   | 回答   |
|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|---|--|
| 10 | 156 | 第3章 | 5   | (5)  | キ   |     |     |     |     | 足利南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設 | 「解体跡地利用の整備費については、入札価格ではなく技術評価の対象」とのことですが、EL24.3mまでの盛土工事および軟弱地盤対策については、技術評価および整備費見積の対象外と考えてよろしいでしょうか。また、要求水準書以外で、貴市が最低限必要と考えられている仕様があれば、整備費用算出に必要なためご教示ください。   | 前段のご質問について、EL24.3mまでの盛土工事及び軟弱地盤対策については、技術評価及び整備費見積の対象外となります。後段のご質問について、最低限必要と考える機能等については、要求水準書に記載のとおりですが、過大な施設は求めています。               |
| 11 | 156 | 第3章 | 5   | (5)  | キ   |     |     |     |     | 足利南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設 | 解体跡地の提案については、提案内容と費用の整合や妥当性も含めて評価して頂けると考えてよろしいでしょうか。  | 本事業で設置する各施設と関連し、効率のかつ効果的な提案を望みます。<br>なお、過大な施設は求めています。  |
| 12 | 173 | 第3章 | 6   | (2)  | ウ   | (イ) | a   |     |     | 計装機器<br>カメラ設置場所           | 表3-37の1-Pの備考に「敷地境界用カメラにおいて、西側境界は本工事で施工を行う範囲とする。」と記載されていますが、一方、5頁の表2-1に「足利市南部クリーンセンターの解体工事(令和10～11年度予定)は市様の所掌」及び「足利市南部クリーンセンター跡地の屋外施設整備工事(令和12～13年度予定)は市様の所掌」と記載されています。新クリーンセンター建設工事の引渡日が令和10年3月31日なので、足利市南部クリーンセンターの西側境界の敷地境界用カメラを事業者にて施工する場合、工期の整合が取れませんがどちらを正とすればよろしいでしょうか。 | 表3-37の1-Pの備考にある「西側境界」とは、要求水準書添付資料1、P2、全体事業工程③の緑色で示された範囲の西側境界（緑色と紫色の境界付近の緑色側）を示します。したがって、本工事において、この西側境界に係るカメラを令和10年3月31日までに完成させてください。 |
| 13 | 215 | 第4章 | 2   | (9)  | ア   |     |     |     |     | 用役の調達及び管理                 | 貴市が利用される電話・通信等の費用負担に関して、入札説明書等に関する質問の回答 2. 要求水準書に対する質問への回答 No.148にて、「事業者負担とします。」とご回答頂いております。<br>貴市職員事務室等における建設初期納入品以外の通信・電話・テレビ等の利用状況は、事業者でコントロールできないため、当該費用を事業者にて見積ることは困難です。つきましては、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき放送法（昭和25年法律第132号）による受信料をご教示願います。                            | 放送法（昭和25年法律第132号）による受信料について、本市職員事務室では、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備は設置しない予定ですので、受信料は発生しません。   |
| 14 | 218 | 第4章 | 2   | (11) | オ   |     |     |     |     | 除雪                        | 入札説明書等に関する質問の回答 2. 要求水準書に対する質問への回答 No.152にて、「特段、指示を行う考えはありません。事業者において…除雪計画を立ててください。」とご回答頂いております。<br>雪捨て場については、本施設敷地内において車両等の通行の妨げにならない場所を雪捨て場として利用しても良いと理解してよろしいでしょうか。  | 除雪計画に加え、雪捨て場についても事業者において安定的に施設運営を行う上で必要な処置、場内の安全を確保する上で必要な配慮等を念頭に計画を立ててください。   |
| 15 | 225 | 第5章 | 1   | (3)  | ウ   |     |     |     |     | 学校授業でのプール利用               | 学校授業での利用条件として、<br>「利用期間：6月15日頃から7月19日頃の平日（20日間程度）<br>利用時間：平日（月曜から金曜）の午前9時から午後1時まで」と記載がある一方で、231頁には、「6月から9月の学校授業期間は休館日を設けない場合がある。」との記載があります。<br>教室スケジュールに影響を及ぼしますので、どちらが正解かご教示願います。  | 225頁のとおり、学校授業での利用期間及び利用時間は6月15日頃から7月19日頃の平日（月曜から金曜）の午前9時から午後1時までとします。この期間においては、休館日を設けないものとします。                                       |

| No | 頁      | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名          | 質問の内容  | 回答   |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|--|--|
| 16 | 231    | 第5章 | 2   | (8) | 力   | (イ) |     |     |     | 利用料金の収受      | 利用料金は、条例に定める範囲内で運営事業者が提案できるものとありますが、足利市余熱体験施設条例が制定されていないことから、表5-2の利用料金（参考）を上限とし、その範囲内で多様な料金体系を設定することが可能なのでしょうか。  | 表5-2利用料金（参考）は上限値ではなく、参考値であるため、これを超えた提案も可能です。本事業に当たり、最も望ましい料金体系を設定してください。<br>なお、対面的対話における議事録No. 24についても考慮してください。  |
| 17 | 232    | 第5章 | 2   | (8) | 力   | (キ) |     |     |     | 利用料金の収受      | 表5-2利用料金（参考）には、利用者毎に金額が設定されていますが、市民すべての利用促進のため、未就学児の利用料金、障がい者及び介助者の利用料金や、各諸室や設備機器の利用料金の提案は可能でしょうか。   | 表5-2利用料金（参考）は参考値です。<br>利用料金の設定は事業者の提案とします。   |
| 18 | 添付資料02 |     |     |     |     |     |     |     |     | 測量平面図（参考）    | 資料敷地南側の道路拡幅工事が別途工事で実施され、添付資料2の測量参考図では赤線で現況の道路境界線が示されているものと推察しますが、道路拡幅後の本事業の敷地境界が不明です。本工事の敷地境界が分かる資料（CADデータ）をご提示願います。   | 入札公告時の添付資料04_盛土計画図 sfcにおいて図示している側溝端部が道路拡幅幅となります。同資料を考慮の上、本事業の敷地境界を想定してください。  |
| 19 | 添付資料05 |     |     |     |     |     |     |     |     | 東電鉄塔補強工事について | 第1回質問回答より、鉄塔補強工事費の変更は想定していませんとご回答いただきましたが、工事内容及び工事費の精査のため、電力会社の資料等、追加資料を開示頂きますようお願い申し上げます。   | 追加資料の配布希望者は、以下のアドレスまでお問合せください。代表企業へ配付します。<br>【Email】shisetsu@city.ashikaga.lg.jp   |
| 20 | その他    |     |     |     |     |     |     |     |     | 行政財産使用料      | 足利市行政財産使用料条例第2条に「使用料は、年額によるものとし、その額は別表第1により算定した金額」とありますが、施設内外において飲食・調理スペース、物販スペース、売店（水着、軽食等の販売）自動販売機スペース、イベント時における屋外広場等での物販販売等は行政財産使用料が発生するのでしょうか。発生する場合は各諸室毎の金額の算定方法をご教示ください。 | 条例で規定する施設の設置目的の範囲内であれば、行政財産使用料は発生しません。<br>提案に当たっては、余熱体験施設としての主旨を逸脱しない範囲で提案してください。  |
| 21 | その他    |     |     |     |     |     |     |     |     | 施設の利用料金      | 提案プログラムの実施における健康浴施設（温水プール）やスタジオ等の利用料金は発生するのでしょうか。発生する場合は各諸室（プールにおいてはレーンの利用料金）毎の1時間あたりの利用料をご教示ください。   | 利用料金は発生します。ただし、提案プログラムの利用料金内に施設の利用料金を含むことは可能です。<br>また、施設の利用料金は1回の利用当たりの料金設定を想定しており、時間当たりの利用料金の設定は想定していません。<br>利用料金の設定方法は事業者の提案としますが、経済的かつ安定的な稼働に配慮して、提案してください。 |
| 22 | その他    |     |     |     |     |     |     |     |     | 緑地広場         | 施設利用促進のため、提案事業として南部クリーンセンター解体跡地に整備する広場・緑地等でのバーベキュー利用は可能でしょうか。  | 当該地は「ごみ焼却場」として都市計画決定されているため、バーベキュー利用は提案不可です。   |

### 3 落札者決定基準に対する質問への回答

| No | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 細目5 | 項目名  | 質問の内容  | 回答   |
|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 1  | 7 | 第4章 |     |     |     |     |     |     |     | 表3 (1/2)<br>2 (2) ア                            | 審査の視点において「設計、建設面の省エネルギー化・省電力化するための優れた提案」が求められていますが、建設工事中の提案も含まれると理解してよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 2  | 7 | 第4章 |     |     |     |     |     |     |     | 表3 (1/2)<br>2 (2) イ                            | 審査の視点において「燃焼ガスの二酸化炭素排出量を最小化するための優れた提案」が求められていますが、対面的対話で「イニシャルコスト、ランニングコスト双方において市の負担となるため、CO2回収設備の設置は認めません」とのことでした。様式第16号-2-2別紙1,2の二酸化炭素排出量が低いことが評価されると理解してよろしいでしょうか。       | お見込みのとおりです。  |
| 3  | 7 | 第4章 |     |     |     |     |     |     |     | 表3 (1/2)<br>2 (3) ア<br><br>表3 (2/2)<br>3 (1) ア | 対面的対話議事録No.1にて、解体跡地に係る計画は、2様式で定性評価の対象となることですが、2 (3) アでは廃棄物処理施設に関連する解体跡地の配置動線計画について、3 (1) アでは余熱体験施設に関連する解体跡地の配置動線計画及び整備費が審査の視点になると理解してよろしいでしょうか。また各様式の審査の視点をご教示いただけますでしょうか。 | 2 (3) アでは一般廃棄物処理施設に関連する解体跡地の配置動線計画について、3 (1) アでは余熱体験施設に関連する解体跡地の配置動線計画について評価します。整備費については、解体跡地計画全体の経済性や費用対効果をそれぞれの項目に照らして評価します。審査の視点は落札者選定基準に示すとおりです。 |

4 様式集に対する質問への回答

| No | 様式番号              | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名         | 質問の内容   | 回答   |
|----|-------------------|-----|-----|-----|----|-------------|---|--|
| 1  | 第16号-4-1<br>(別紙1) |     |     |     |    | 年間物質収支      | <p>入札説明書等に関する質問の回答(4 様式集に対する質問への回答 No.28)において、処理困難物の定義については足利市ホームページに記載の「ごみの分け方、出し方(市では、回収・処理できないごみ)」を参照してくださいとの回答を頂きましたが、『処理不適物』に該当するものが多く、処理不適物と処理困難物の区別が明確ではありません。</p> <p>様式16号-4-1(別紙1)において、処理不適物および処理困難物の量をそれぞれ記入する欄がありますが、両者の明確な区別が難しい場合は、処理不適物の欄に合計値を記載してもよろしいでしょうか。</p>   | <p>要求水準書第1章「2 用語の定義」に示したとおり、産業廃棄物や廃家電などの法的に処理できないごみや設備に不具合が発生するごみなどは「処理不適物」、一般廃棄物ではあるが、長さや厚さなどが要因で処理できないごみ(スプリング入りマットレスを含む)は「処理困難物」として区分してください。</p> <p>両者の明確な区分が難しい場合は、処理不適物の欄に合計値を記載することを可とします。</p> |
| 2  | 第18号-1-1<br>(別紙1) | 2   | ①   |     |    | 地元雇用に係る貢献金額 | <p>「2.地元雇用に係る貢献金額」について、対面的対話の議事録No.10にて「～委託先企業の従業員が地元住民であっても、市外企業であればその雇用費用は計上できません。」とあります。SPCは特別目的会社であり、入札説明書P10の入札参加者の構成企業の要件(2)に記載のとおり、運営・維持管理業務については、記載の資格要件・実績を満たす者を構成員とし、SPCから主たる業務について委託を行い事業を遂行するスキームとなります。</p> <p>従いまして、市様が地元雇用に配慮した事業を希望されている主旨を踏まえ、運営・維持管理業務において、SPCに出資し、各業務をSPCから受託する構成員(市外の構成員)が行う足利市民の雇用は、【様式第18号-1-1(別紙1)2.地元雇用に係る貢献金額】に計上できることとしていただけませんかでしょうか。</p> | <p>【様式第18号-1-1(別紙1)2.地元雇用に係る貢献金額】に計上できるのは、SPCが直接雇用する雇用費用とSPCに出資した構成員が本事業の運営維持管理業務を行うために足利市民を雇用する費用とします。</p>  |

**5 基本協定書（案）に対する質問への回答**

質問なし

**6 基本契約書（案）に対する質問への回答**

質問なし

**7 建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答**

質問なし

**8 一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問への回答**

質問なし

**9 余熱体験施設運営・維持管理業務協定書（案）に対する質問への回答**

質問なし